

平成23年(ノ)第361号民事一般調停事件

平成23年(省)第405号敷金返還請求事件

決 定

福岡市中央区

原 告

熊本市河内町

被 告

上記当事者間の頭書事件について、当裁判所は、民事調停法17条に基づき、次のとおり調停に代わる決定をする。

主 文

- 1 被告は、原告に対し、本件和解金として、6万円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成23年9月30日限り、銀行の 名義の普通預金口座 に振り込んで支払う。
- 3 原告はその余の請求を放棄する。
- 4 当事者双方は、本件に関し、本条項に定めるほか、原告と被告との間には何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

請 求 の 表 示

請求の趣旨及び原因は、訴状記載のとおりであるからこれを引用する。

理 由

当裁判所に判明した一切の事情を斟酌し、当事者双方の衡平に考慮した場合、本件解決のためには主文のとおり定めるのが相当である。

平成23年9月5日

福岡簡易裁判所

裁 判 官 末 松 宏 之

(注意事項) 当事者は、この決定の告知日から2週間以内に異議の申立てをすることができる。異議の申立てがあったときは、この決定は効力を失う。